

第1章 計画の概要

1 計画の背景と目的

多治見市では住民の生活に必要な輸送の確保、公共交通の利便性の増進、地域の実情に即した輸送サービスの実現などについて協議するため、平成19年1月に市と地域の関係者（市民、交通事業者、道路管理者、警察、学識経験者等）による「多治見市地域公共交通会議」を設置しました。

平成26年3月には「多治見市総合交通戦略」を策定するとともに、その公共交通分野の実行計画として「多治見市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

その後、平成26年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されたことから、まちづくりとの連携、地域全体を見渡した面的な交通ネットワークの再構築という視点から、平成29年3月に「多治見市地域公共交通総合連携計画」を見直し、新たな法定計画として「多治見市地域公共交通網形成計画」を定めました。

令和2年3月には「第7次多治見市総合計画」の後期計画との整合を図るべく、「多治見市地域公共交通網形成計画」の中間改定を実施し、地域公共交通体系の構築に資する取組を推進してきましたが、令和6年3月をもって計画期間の満了を迎えることとなりました。

そこで、これまで多治見市総合交通戦略や多治見市地域公共交通網形成計画で取り組んできた本市の公共交通に係る方針及び事業を継承しつつ、日々変化する社会情勢や多様なニーズに対応しながら、持続可能な公共交通ネットワークを確保するため、「多治見市地域公共交通計画」を定めます。

2 計画の区域

本計画の区域は、市内の公共交通全体を一体的に扱うことから、多治見市全域とします。

なお、周辺市町も含めて、持続可能な公共交通ネットワークの維持・充実を図るため、個別に協議・調整を図りながら、各種事業を推進します。

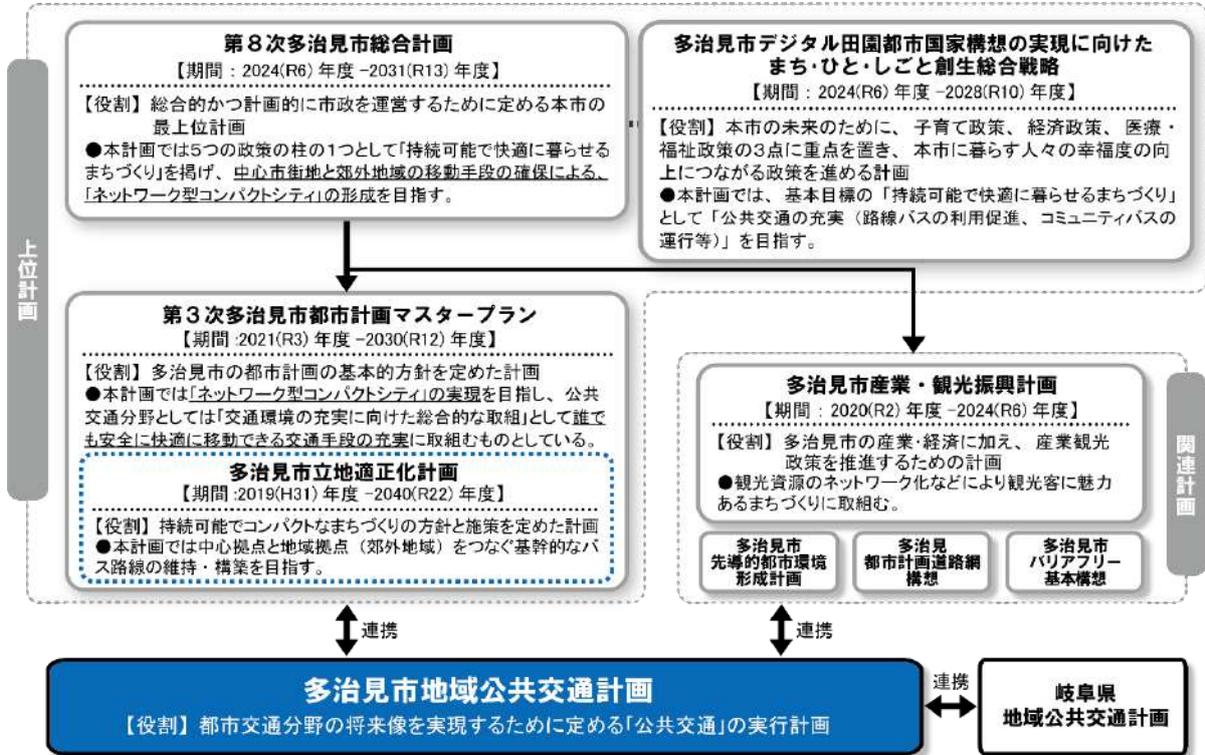
3 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

【計画期間】 2024年度 - 2028年度（令和6年度 - 令和10年度）の5年間

4 計画の位置づけ

本計画は、「第8次多治見市総合計画」や「多治見市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第3次多治見市都市計画マスタープラン」、「多治見市立地適正化計画」と整合を図るとともに、本市の公共交通分野の実行計画として位置づけます。



多治見市地域公共交通計画の位置づけ

5 上位・関連計画

5-1 第8次多治見市総合計画

本計画は、市政を総合的かつ計画的に運営するために定める多治見市の最上位計画として位置づけられています。

本計画では、「まちづくりの基本方針」の実現に向けた5つの政策の柱のうち、「政策の柱5 持続可能で快適に暮らせるまちづくり」において、公共交通に関する事項が位置づけられています。

第8次多治見市総合計画の概要

計画期間	2024（令和6）年度－2031（令和13）年度の8年間
人口目標	8.5万人を維持（2050（令和32）年）
まちづくりの基本方針	市民が主役！躍動するまち 多治見
政策の柱	①子育て世代が選び、住み続けたいくなるまちづくり ②にぎわいを生み出すまちづくり ③元気で安心して暮らせるまちづくり ④多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり ⑤持続可能で快適に暮らせるまちづくり
公共交通に関する個別事業	【基本計画事業】 ①路線バスなどの基幹を担う公共交通の利用を促します ②中心市街地での快適な移動を確保するため、コミュニティバスを運行します ③交通弱者の移動手段の確保のため、地域内交通等の取組の支援及び調査研究を進めます

（資料：第8次多治見市総合計画）

5-2 多治見市デジタル田園都市国家構想の実現に向けた まち・ひと・しごと創生総合戦略

本計画は、第8次多治見市総合計画に基づき、地方創生に係る取組を戦略的に推進するために定めるものです。

本計画では、基本目標として掲げられた6つの目標のうち、「持続可能で快適に暮らせるまちづくり」の実現に向けて、公共交通に関する事項が位置づけられています。

多治見市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

計画期間	2024（令和6）年度－2028（令和10）年度の5年間
人口ビジョン	10万人を維持（2028（令和10）年）
総合戦略で掲げる 基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ①子育て世代が選び、住み続けたいまちづくり ②にぎわいを生み出すまちづくり ③元気で安心して暮らせるまちづくり ④多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり ⑤持続可能で快適に暮らせるまちづくり ⑥行財政改革の推進
公共交通に関する 具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> ①路線バスなどの基幹を担う公共交通の利用を促します 【重要業績評価指標】：路線バス（基幹系）の路線数 【基準値】：路線数5 【目標値（R10）】：路線数5 ②中心市街地での快適な移動を確保するため、コミュニティバスを運行します 【重要業績評価指標】：中心市街地線利用者数（人/年） 【基準値】：94,318人/年 【目標値（R10）】：125,000人/年 ③交通弱者の移動手段の確保のため、地域内交通等の取組の支援及び調査研究を進めます 【重要業績評価指標】：地域内交通の利用者数（人） 【基準値】：地域あいのりタクシー3,451人、よぶくるバス7,016人 【目標値（R10）】：11,000人

（資料：多治見市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略）

5-3 第3次多治見市都市計画マスタープラン

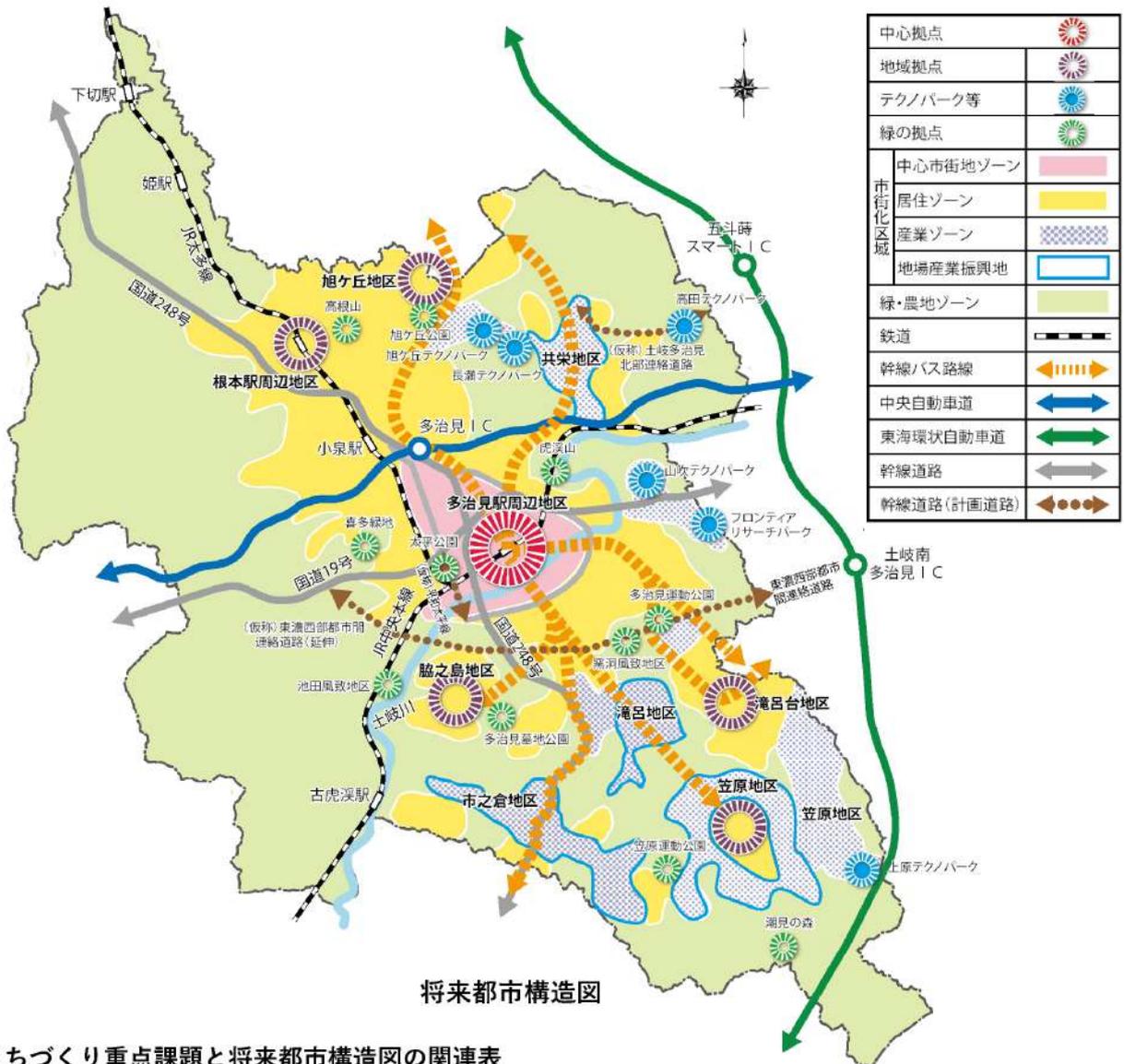
本計画は、多治見市の都市計画の基本的な方針を定めるものです。

まちづくりの重点課題のうち、「交通環境の充実に向けた総合的な取組」において、公共交通に関する事項が位置づけられています。

第3次多治見市都市計画マスタープランの概要

計画期間	2021（令和3）年度－2030（令和12）年度の10年間
基本理念	人と地域のつながりを生みだす、 「ネットワーク型コンパクトシティの実現」
まちづくりの 重点課題	①ネットワーク型コンパクトシティの形成 ②中心市街地の再生・活性化 ③骨太の産業構造を形成する土地利用転換 ④交通環境の充実に向けた総合的な取組 ⑤水と緑の計画的な保全
部門別方針	【交通環境の整備方針（公共交通に係る記載を抜粋）】 ①都市間や地域拠点と中心拠点をつなぐ基幹交通づくり ・他都市との広域移動手段としてJR中央本線やJR太多線を位置づけ ・路線バスの利便性を確保・維持 ②郊外地域と各拠点をつなぐ地域内交通づくり ・地域拠点から身近な施設への移動手段として地域内交通を充実 ③中心拠点内を快適に移動できる公共交通づくり ・中心拠点への快適な移動手段としてコミュニティバスを運行 ・市民だけでなく、観光客にとっても移動しやすい交通環境の提供 ④市民・交通事業者・行政の協働による公共交通の利用促進

（資料：第3次多治見市都市計画マスタープラン）



まちづくり重点課題と将来都市構造図の関連表

まちづくり重点課題	拠点	ゾーン	軸
ネットワーク型コンパクトシティの形成	中心拠点 地域拠点	中心市街地ゾーン 居住ゾーン	鉄道 幹線バス路線
中心市街地の再生・活性化	中心拠点	中心市街地ゾーン	—
骨太の産業構造を形成する土地利用展開	テクノパーク等	産業ゾーン 地場産業振興地	中央自動車道、東海環状自動車道 幹線道路
交通環境の充実に向けた総合的な取組み	—	—	鉄道、幹線バス路線、中央自動車道 東海環状自動車道、幹線道路
水と緑の計画的な保全	—	居住ゾーン 緑・農地ゾーン	—

第3次多治見市都市計画マスタープランにおける将来都市構造

(資料：第3次多治見市都市計画マスタープラン)

5-4 多治見市立地適正化計画

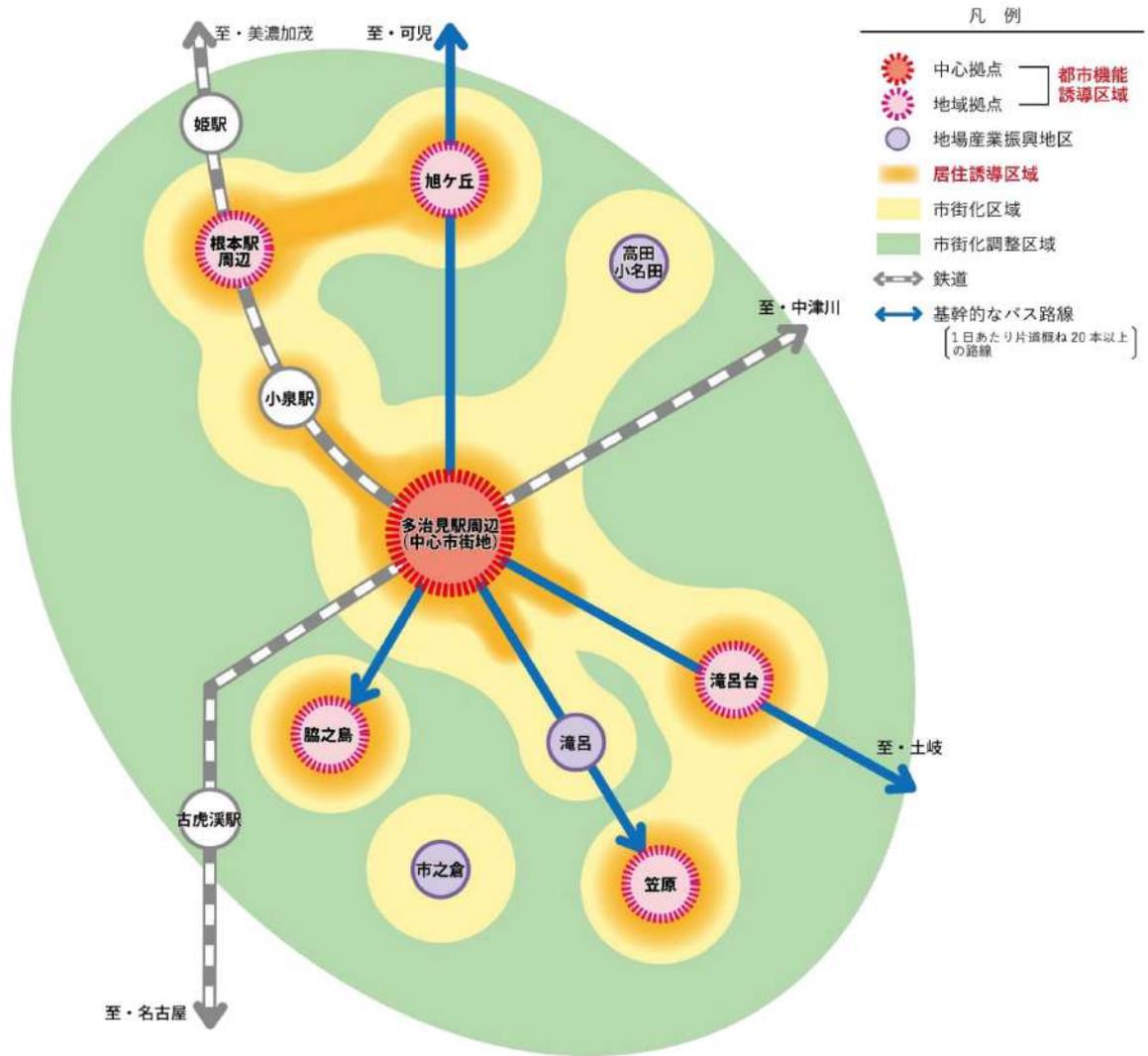
本計画は、多治見市が今後本格的な人口減少社会を迎える中で、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指し、居住や都市機能の立地適正化に向けたまちづくりの方針を定めるものです。

本計画では、居住と都市機能の誘導に向けた3つの方針（誘導方針）のうち、「誘導方針③ 拠点間をつなぐ基幹的な公共交通ネットワークの維持・構築」を位置づけるとともに、都市の骨格構造において基幹的なバス路線を位置づけています。

多治見市立地適正化計画の概要

計画期間	2019（平成31）年度－2040（令和22）年度の概ね20年間
立地適正化に向けたまちづくりの方針	人にやさしく、活力を生み出す 「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現
誘導方針	<p>①中心拠点と地域拠点への都市機能の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の人口密度を維持し、「中心拠点」及び生活利便性が比較的高い郊外地域の「地域拠点」へ都市機能を誘導 ・「中心拠点」においては、多様で高次の都市機能を集約 ・「地域拠点」においては、住み慣れた地域（日常生活圏）で暮らし続けられるよう都市機能を維持・誘導 <p>②拠点を中心とした公共交通利便性の高い地域への居住の誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的公共交通の利便性の高い地域において人口集積を目指し、居住を誘導 ・拠点周辺において徒歩や自転車で容易にアクセスできる範囲に居住を集約 <p>③拠点間をつなぐ基幹的な公共交通ネットワークの維持・構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心拠点に便利にアクセスできる鉄道や基幹的なバス路線により、中心拠点と地域拠点間をつなぐ ・鉄道、路線バス、コミュニティバス、地域内交通による公共交通ネットワークを構築

（資料：多治見市立地適正化計画）



多治見市立地適正化計画における都市の骨格構造

(資料：多治見市立地適正化計画)